

芳賀地区広域行政事務組合新斎場建築設計業務委託

特記仕様書

この仕様書は、芳賀地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名称 芳賀地区広域行政事務組合新斎場建築設計業務委託

2 業務委託の範囲

(1) 基本設計

- ア 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ 機械設備基本設計に関する標準業務
- オ 外構（雨水排水施設、施設駐車場等含む）基本設計に関する業務
- カ レイアウト計画及び設計に関する業務
- キ 概算工事費の検討業務
- ク 地質調査業務（4箇所程度）

・機械ボーリング	軟質地盤	φ 6 6 mm : 8 0 m	φ 8 6 mm : 1 5 m
	普通地盤	φ 6 6 mm : 2 0 m	
・標準貫入試験	軟質地盤	1 回 / m	8 4 回
	普通地盤	1 回 / m	2 0 回
・孔内水平載荷試験	普通載荷	1 回	
・サンプリング	シンウォールサンプリング	2 本	
・現場透水試験	ケーシング法	1 回	
・土質試験	土粒子の密度試験	2 試料	
	土の含水比試験	2 試料	
	土の粒度試験	2 試料	
	土の液性限界試験	2 試料	
	土の塑性限界試験	2 試料	
	土の湿潤密度試験	2 試料	
	土の圧密試験	2 試料	
	三軸圧縮試験	2 試料	
・ C B R 試験	3 試料		

- ケ 雨水排水処理方法の検討業務
- コ 敷地造成工事の設計業務

(2) 実施設計

- ア 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- イ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ウ 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ 機械設備実施設計に関する標準業務
- オ 外構（雨水排水施設、施設駐車場等含む）実施設計に関する業務
- カ レイアウト計画及び設計に関する業務
- キ 敷地造成工事の設計業務

(3) 積算業務

積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成等

- ア 建築積算
- イ 電気設備積算
- ウ 機械設備積算
- エ その他積算

(4) その他

- ア 概略工事工程表の作成
- イ 透視図作成
- ウ 計画通知申請手続き業務
- エ 構造計算適合性判定手続き業務（行政手数料含む）
- オ 建築基準法、消防、その他関係法令等に関する各種申請書類の作成とその申請手続き業務。なお、申請手数料等、許認可取得までに要する経費については、すべて受託者負担とする。
- カ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務（建築物省エネルギー法の適合判定を含む）
- キ その他、会議や住民説明会等に必要な資料の作成及び出席

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 位 置 栃木県真岡市下大田和地内（別紙位置図参照）
- イ 敷地面積 約25,000㎡（うち整備面積を約10,000㎡とする）
※整備面積約10,000㎡の位置及び形状については、各自設定のこと
- ウ 区域区分 市街化調整区域 用途地域なし（建蔽率60% 容積率200%）
※令和9年5月頃に都市計画決定予定
- エ 防火地域 指定なし

(2) 施設の条件

- ア 延床面積 2,647㎡以内
- イ 主要構造 指定なし
- ウ 火葬炉機能 人体炉6基（2炉1系列強制排気方式）
- エ 耐震性能 構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」
※「組合新斎場建設基本計画」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による
- オ 建築物類型・用途 建築物の類型「第十二号」、建築物の用途等「第2類」
※「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による

(3) 周辺の条件

- ア 周辺道路 北側 市道 104 号線 幅員：7.4m～11.0m
 東側 市道 107 号線 幅員：12.0m～15.0m
 ※市道 104 号線（北側）から火葬場への入口を設置するものとし、入口から約 150m の区間は右折レーン（1 車線）及び歩道を整備予定。
- イ 上水道 市水道本管からの供給
- ウ 下水道：汚水 浄化槽
- エ 下水道：雨水 敷地内に雨水排水施設を設け、敷地内浸透処理とする
- オ 電気 電力会社からの供給

(4) 設計と条件の資料等

- ア 位置図
- イ 現況平面図
- ウ 近傍地の地質調査資料
- エ 芳賀地区広域行政事務組合新斎場建設基本計画

(5) その他

「芳賀地区広域行政事務組合新斎場建設基本計画」に基づき設計すること。

3 想定建築工事費 2,911,700,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※建物本体工事費（火葬炉設備工事費は除く）

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 受託者は、業務の開始にあたって、本仕様書を熟読し、組合の指示により、その趣旨を本業務に的確に反映させること。
- イ 本業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行い、組合会議、議会等と随時合意形成を図りながら進めるものとする。
- ウ 建築設計業務委託特記仕様書（以下「設計特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（栃木県県土整備部建築課制定）による。
- エ 平面計画は、「建築設計業務委託共通仕様書」（栃木県県土整備部建築課制定）の構造計画書〈様式 7〉及び調査表〈様式 8〉と共に速やかに提出して承認を受けるものとする。
- オ 材料、設備等については、できる限り特殊なものを使用せず、必要性、費用対効果等を検証し、建設コスト及び維持管理コストの縮減に努めること。
- カ 発注者の指示により、受注者は「設計説明書〈任意様式〉」に必要事項を記入の上、関連する資料と共に発注者に提出すること。
- キ 基本設計業務については、受注後速やかに複数案提示すること。また、基本設計における各種項目についての比較表を作成すること。
- ク 実施設計を完了したときは、工事毎に図面を整理統合し、「建築設計業務委託共通仕様書」（栃木県県土整備部建築課制定）の法令チェックシート〈様式 9〉と共に提出し監督職員の受け入れ照査を受けるものとする。
- ケ 工事費概算書の作成に当たり、使用する単価、数量について監督職員と協議を行うこと。
- コ 積算数量調書の作成は、「営繕積算システム RIBC 2」の内訳書作成システムにより行うものとする。

- サ 建築副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- シ 建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約に先立ち契約の内容及びその履行に関する事項を「重要事項説明」にて説明すること。
- ス 契約締結後、建築士法第24条の8に基づく書面の交付を行うこと。
- セ 業務上知り得た秘密は、他に絶対漏らしてはならない。

(2) 配置技術者等

ア 管理技術者

本業務に係る技術的事項を総括する者であり、業務担当者のうちで総括して業務を管理する立場を有する。また、本業務の成果品が本仕様書及び関係法令等に適合することに関し責を負う者であり、建築士法第2条から第2条の2による一級建築士とする。

イ 主任技術者

管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

ウ 各技術者（意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、建築積算、土木設計、土木積算）

建築又は土木の設計・積算に関する業務に数多く携わり、経験を有する者を選出し、組合の承諾を得たうえで業務にあたること。

エ 照査技術者

建築士法第2条から第2条の2による一級建築士の照査技術者を定め、設計内容に不備、誤算等が生じないように充分な管理、照査を行った上で組合へ成果品を提出すること。

オ 協力会社

電気設備、機械設備、土木の設計等を他社に協力させる場合は、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるものとし、その担当者名簿及び組合が指定する書類を提出して承認を受けること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

ア 業務着手時

イ 基本方針策定前及び基本設計着手前

ウ 実施設計着手前

エ 積算着手前

オ 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(4) 適用基準

特記がない場合には、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。

なお、下記の仕様書等については、業務実施時の最新版を適用する。

ア 共通

- A 建築工事積算要領（栃木県）
- B 建築工事積算基準（栃木県）
- C 電子納品運用に関するガイドライン（栃木県）
- D 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- E 栃木県公共事業景観形成指針
- F 官庁施設の基本的性能基準

- G 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- H 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- I 官庁施設の環境保全性基準
- J 栃木県屋外広告物条例
- K 真岡市景観計画

イ 建築

- A 公共建築工事積算基準
- B 公共建築工事共通費積算基準
- C 公共建築工事標準単価積算基準
- D 建築工事設計図書作成基準
- E 敷地調査共通仕様書
- F 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- G 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- H 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- I 建築設計基準
- J 建築構造設計基準
- K 建築工事標準詳細図
- L 擁壁設計標準図
- M 構内舗装・排水設計基準
- N 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会策定）
- O 公共建築木造工事標準仕様書
- P 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- Q 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- R 建築数量積算基準
- S 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

ウ 設備

- A 公共建築工事積算基準
- B 公共建築工事共通費積算基準
- C 公共建築工事標準単価積算基準
- D 建築設備計画基準
- E 建築設備設計基準
- F 建築設備工事設計図書作成基準
- G 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- H 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- I 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- J 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- K 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- L 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- M 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- N 建築設備耐震設計・施工指針
- O 建築設備設計計算書作成の手引き

- P 公共建築設備数量積算基準
- Q 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- R 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- S 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- T 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）
- U 自動火災報知設備工事基準書

(5) 貸与資料等

- ア 公図連続転写図（土地所有者、地目、登記面積を記入）
- イ 境界確定図
- ウ 現況平面図及び公図重ね図
- エ 既存敷地及び近傍地地質調査資料

※本業務契約締結後に貸与するものとする。

(6) 提出書類

ア 業務契約時に提出する書類

- A 業務着手届
- B 管理技術者届、管理技術者経歴書
- C 担当主任技術者名簿
- D 業務工程表
- E 業務計画書
- F その他、組合が必要と認める書類

イ 業務完了時に提出する書類

- A 業務完了届
- B 成果品引渡書
- C 委託業務提出図書
- D 打合せ議事録
- E その他、組合が必要と認める書類

4 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

基本設計の成果物は表 1－1 による。

(表 1－1)

種 別	部数・形態	備 考
建築基本設計図書 ①建築計画概要書 建物概要、配置計画、造成計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水利用設備導入検討含む）、工程計画、仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書 ②建築基本設計図 ③構造基本計画書 ④構造計画概要書 ⑤工事費概算書 ⑥各種技術資料	3 部（A 3）	
電気設備基本計画設計図書 ①電気設備基本計画設計概要書 電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書 ②電気設備基本設計図 ③工事費概算書 ④各種技術資料	3 部（A 3）	
機械設備基本計画設計図書 ①機械設備基本計画設計概要書 機械設備計画概要、各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書 ②機械設備基本設計図 ③工事費概算書 ④各種技術資料	3 部（A 3）	
打ち合わせ書	3 部（A 4）	
設計説明書	3 部（A 4）	
原図類	一式提出	
電子納品	電子媒体（CD－R）2セット提出	

(2) 実施設計

ア 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1－2 による。

(表 1－2)

種 別	部数・形態	備 考
意匠設計図	3 部（適宜）	1 部（A 3）
構造計画書	1 部（A 4）	
構造設計図	3 部（適宜）	1 部（A 3）
構造計算書	1 部（A 4）	
仮設計画図	1 部（A 3）	
造成計画図	1 部（A 3）	
工事費概算書	1 部（A 4）	
設計説明書	1 部（A 4）	
打ち合わせ書	1 部（A 4）	
コスト縮減検討報告書	1 部（A 4）	
リサイクル計画書	1 部（A 4）	
木材使用状況報告書	1 部（A 4）	
緑化面積等報告書	1 部（A 4）	
計画通知関係図書	※ 1 部（適宜）	
現地調査報告書	1 部（A 4）	
調査表	1 部（A 4）	
法令チェックシート	1 部（A 4）	
概略工事工程表	1 部（適宜）	
各種法令に関する申請図書	※ 1 部（適宜）	
透視図		
地質調査結果報告書		
地質調査資料（ホームページ公開用）	1 式提出（PDF 形式）	
原図類	1 式提出	
電子納品	電子媒体（CD－R）を 2 セット提出	
設計図電子データ	1 式提出（PDF 形式）	

※部数は各行政庁の指示による

イ 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1－3 による。

(表 1－3)

種 別	部数・形態	備 考
電気設備設計図	3 部 (適宜)	1 部 (A 3)
機械設備設計図	3 部 (適宜)	1 部 (A 3)
電気設備計算書	3 部 (A 4)	
機械設備計算書	1 部 (A 4)	
工事費概算書	1 部 (A 4)	
打ち合わせ書	1 部 (A 4)	
コスト縮減検討報告書	1 部 (A 4)	
リサイクル計画書	1 部 (A 4)	
計画通知関係図書	※ 1 部 (適宜)	
概略工事工程表	1 部 (適宜)	
各種法令に関する申請図書	※ 1 部 (適宜)	
電波障害対策資料	4 部 (適宜)	
原図類	1 式提出	
電子納品	電子媒体 (CD-R) を 2 セット提出	
設計図電子データ	1 式提出 (PDF 形式)	

※部数は各行政庁の指示による

ウ 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表１－４による。

(表１－４)

種 別	部 数	備 考
(建 築)		
積算数量調書	1 部 (A 4)	
積算数量算出書	1 部 (A 4)	
営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編)	1 部 (A 4)	
複合単価等作成資料	1 部 (A 4)	
見積書、見積り一覧表	1 部 (A 4)	
打ち合わせ書	1 部 (A 4)	
(電気設備)		
積算数量調書	1 部 (A 4)	
積算数量算出書	1 部 (A 4)	
営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編)	1 部 (A 4)	
複合単価等作成資料	1 部 (A 4)	
見積書、見積り一覧表	1 部 (A 4)	
打ち合わせ書	1 部 (A 4)	
(機械設備)		
積算数量調書	1 部 (A 4)	
積算数量算出書	1 部 (A 4)	
営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編)	1 部 (A 4)	
複合単価等作成資料	1 部 (A 4)	
見積書、見積り一覧表	1 部 (A 4)	
打ち合わせ書	1 部 (A 4)	
原図類	1 式提出	
設計図電子データ	電子媒体 (C D - R) を 2 セット提出	

5 設計図作成要領

(1) 図面リスト・記載内容

ア 基本設計

基本設計における図面の記載内容は、表 2 - 1 及び表 2 - 2 による。

(表 2 - 1)

成 果 物			縮 尺	摘 要
建築 (総合)	一般業務	計画説明図 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積表 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細） 外構図（雨水貯留槽、駐車場合む） 造成計画図 レイアウト図及び概略設計図 工事費概算書		
	追加業務	日影図 透視図 各種技術資料		
建築 (構造)	一般業務	基本構造計画案 構造計画概要書 仕様概要書 工事費概算書 地質調査報告書		
	追加業務	各種技術資料		

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2. 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。
3. 「構造」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
4. 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
5. 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

成果物			縮 尺	摘 要
電気設備	一般業務	電気設備計画説明書・概要書 仕様概要書 工事費概算書 各種技術資料		
機械設備	一般業務	空気調和設備計画説明書・概要書 給排水衛生設備計画説明書・概要書 昇降機設備計画概要説明書・概要書 仕様概要書 工事費概算書 各種技術資料		

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2. 「電気設備」及び「機械設備」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
3. 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
4. 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

ア 実施設計

実施設計における図面の記載内容は、表3-1、表3-2及び表3-3による。

(表 3-1)

[illegible]

(注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2.「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。

(表3-2)

成 果 物			縮 尺	摘 要
電気設備	一般業務	表紙及び図面目次		
		工事仕様書		
		敷地案内図	1/200～1/600	構内配線を併記してもよい
		配置図	1/200～1/600	構内配線を併記してもよい
		平面図（各階）	1/100～1/200	※1
		各部詳細図	1/20～1/50	※2
		電灯設備図		
		動力設備図		
		受変電設備図		
		自家発電設備図		
		避雷設備図		
		構内交換設備図		
		構内情報通信網設備図		
		電気時計拡声設備図		
		インターホン設備図		
		テレビ共同受信設備図		
		火災報知設備図		
		中央監視制御設備図		
		防犯設備図		姿図、結線図等併記し明確にすること
		構内配線経路図		※3
		機器仕様		
		各系統図		

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2. 自家発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。

- ※1 (1) 原則として各設備、各階ごと原図1枚とする。
 (2) 引込み等屋外工事及び別途工事との関係を明確にする。
- ※2 配管、配線の複雑な箇所は平面、断面、展開図等を詳細に作成し、主体工事とのおさまり及び他工事との取合いを明確にすること。
- ※3 (1) 既設、将来部分で本工事に関連ある部分は明確にすること。
 (2) 凡例は併記してもよい。

(表3-3)

成 果 物			縮 尺	摘 要
機械設備	一般業務	表紙及び図面目次		
		工事仕様書		
		敷地案内図	1/200～1/600	
		機器表・器具表		
		配置図	1/200～1/600	配置図には引込管等の構内 は配管を併記してもよい ※1 ※2 階高を記入する
		平面図（各階）	1/100～1/200	
		各部詳細図	1/20～1/50	
		各系統図		
		機器図	1/10～1/50	
		空気調和設備図		
		換気設備図		
		排煙設備図		
		衛生器具設備図		
		給水設備図		
		排水設備図		
		給湯設備図		
		消火設備図		
		厨房機器設備図		
		ガス設備図		
		尿尿浄化槽設備図		
		自動制御設備図		
		昇降機設備図		
		特殊設備図		
		屋外設備図		

(注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2. 担当者の指示により給排水衛生設備部門、空気調和・暖房・換気・排煙部門、昇降機部門に分け部門ごとに構成する。

※1 (1) 各設備・各階ごと原図1枚を原則とする。

(2) 1/100を原則とし、1/200の場合は複雑な箇所は詳細図を書く。

※2 (1) 機械室・便所等複雑な箇所は平面、断面、展開図等も作成する。

(2) 他の工事とのおさまり、取り合いを明確にする。

(3) その他

(2) 設計原図の材質等

- ア 設計原図の材質 ・ 普通紙
- イ 設計原図の大きさ ・ A 1 判、A 2 判
- ウ 原図の大きさは次による。

